

令和5年度 第4回宮城地方最低賃金審議会議事録

日時：令和6年3月18日（月）午後2時

場所：仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、桑原委員、一言委員、柳井委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、阿部（徹）委員、大宮委員、齋藤委員、
新関委員

使用者代表

阿部（昌展）委員、稲妻委員、佐藤委員、成田委員、半沢委員

開 会

補 佐

ただいまから、令和5年度第4回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。

初めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。事前に熊谷委員から欠席の御連絡を受けております。

公益代表委員 4名

労働者代表委員 5名

使用者代表委員 5名

以上 14名出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立していることを報告いたします。

本日は会長が御欠席ですので、最低賃金法第24条第4項に基づき、柳井会長代理に、議事の進行をお願いいたします。

柳井会長代理

本日は年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、

議題（1）「特定最低賃金の審議状況について」
事務局から説明をお願いします。

賃金室長

御説明させていただきます。資料番号1を御覧ください。こちらは特定最低賃金のみならず、地域別最低賃金の部会での審議過程

も掲載してございます。今年度につきましては宮城労働局ホームページに審議会の議事録と各専門部会の議事要旨を掲載いたしましたので、詳細については割愛いたします。全般的に、次の二点についてだけ御確認いただきたいと存じます。

- ・ 一点目は第一回の 審議会令 6 条 5 項の扱いです。

記載のとおり、専門部会で全会一致となった場合に、その決議を審議会の決議とすることができる旨の規定で、地域別にも特定最低賃金にも適用されるものです。今年度は地域別・産業別、特定最低賃金も全て各部会の全会一致の決議により決定しています。

- ・ 二点目は本審における特定最低賃金の審議申し出等です。

第 2 回本審の の部分と併せて申出書をもとに必要性を諮問、8 月 23 日に必要性ありの答申を得て、同日、改正の諮問、となっています。

特に、特定最低賃金については、昨年 3 月の意向表明を受けて令和 5 年度の審議に続いているものでございます。来年度に向けての意向表明についてもいただいておりますので、後ほど御紹介いたします。

なお、参考までに資料 2 として最低賃金額等の推移、資料 3 として未満率と影響率の推移を添付してございますので、御覧ください。

説明は以上です。

柳井会長代理 ただいま、事務局から、今年度における特定最低賃金の審議状況について説明がありましたが、何か御質問、御意見はありますか。

各 委 員 (質問等なし)

柳井会長代理 それでは次に、
議題(2)「令和 5 年度最低賃金の周知に係る取組状況について」事務局から説明をお願いします。

室 長 こちらについては、資料番号 4 について御説明します。
改正決定をいただいた最低賃金については記者発表を行うなど広く周知を図っています。
今年度は、路線バス 5 台の車体広告を初めて行いました。参考

資料9に写真が載せてありますので、後ほど御確認ください。このほか、ラジオの活用を含めてなるべく多くの人の耳目に触れるよう取り組んで参りました。なお、一部のパンフレットを省略しておりますが、参考資料には記者発表文や広報関係資料を入れておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

柳井会長代理 ただいまの事務局からの説明について、何か御質問、御意見はありますか。

各 委 員 (質問等なし)

柳井会長代理 続いて、議題(3)の「令和5年度最低賃金の履行確保に係る取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

室 長 御説明します。資料番号5を御覧ください。
最低賃金の周知が一段落した1月から3月の間には各労働基準監督署において監督指導を実施しているところであり、資料番号5に示すとおり、今年度も1月末時点で約15.4パーセントの違反が見られました。なお、監督指導は3月末まで継続して実施中でございます。以上です。

柳井会長代理 ただいまの事務局からの説明について、何か御質問、御意見はありますか。

各 委 員 (質問等なし)

柳井会長代理 それでは次に、議題(4)の「令和6年度宮城県特定最低賃金の改正申出に係る意向表明状況について」、事務局から説明をお願いします。

室 長 御説明します。資料番号6を御覧ください、こちらは昨年12月時点の特定最賃適用事業場の数と所属労働者数です。特定最低賃金審議の最も基礎的なデータであり、来年度の「最低賃金決定要覧」に記載される数値でもあります。

次に資料番号7ですが、来年度における特定最低賃金改正等に係る意向表明状況です。文字どおり来年度、改正の申し出をする意向がありますという意向を表明していただいたものです。こちら

については去る3月6日に各労働団体から直接、書面にて意向表明をいただいているところですが、当該書面の添付は割愛させていただきますまして、一覧にしたものを資料としてご置きます。特定最低賃金の名称と意向表明者のみ読上げさせていただきます。

- ・ 鉄鋼業は基幹労連宮城県本部委員長 青田 浩一 様
 - ・ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は連名で、電機連合宮城地方協議会議長 佐藤 斉 様、J A M南東北宮城県連絡会会長 佐藤 俊晴 様
 - ・ 自動車小売業は自動車総連宮城地方協議会議長 杉山 剛 様
- 特定最賃は、その成り立ちから鉄鋼業の労働協約拡張ケースと、電子部品等製造業及び自動車販売業の公正競争ケースの二つの類型がご置きますが、いずれも例年同様、7月末を目途に申し出が行われる見込みでございます。

柳井会長代理 本日の段階では、特定最低賃金の改正の申出に係る意向表明がなされたとの報告です。意向表明の背景とか趣旨等、労働者側から何か補足はございますか。

労働者側委員 (補足等なし)

柳井会長代理 ありがとうございました。使用者側から何かございますか。

使用者側委員 (特になし)

柳井会長代理 ありがとうございました。それでは、令和6年度の特定最低賃金改正の申出に係る意向表明があったことを、ここで確認します。

事務局においては、改正申出に係る必要性審議のための準備を進めてください。

次に、議題(5)の「令和6年度宮城県特定最低賃金専門部会の議事等の公開について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 御説明します。こちらの資料は添付していませんが、委員の方のみ、お手元に資料をお配りしております。

昨年9月から10月にかけて開催した、特定最低賃金の専門部会において、「来年度以降の方針については、今後の専門部会委員のご意見を踏まえて、次回の本審等で御審議いただきたいと思っております。」と申し上げていたところです。

また、昨年 11 月から 12 月にかけて、専門部会委員の皆様にはメールで本件に係るアンケートをお願いしておりました。その結果、専門部会委員 23 名のうち 13 名から回答をいただきました。この 13 人には、部会の中で御意見を頂戴した委員の方の分も含めてでございます。

回答の選択肢は、「従来どおり、全面非公開とすべき」、「第 1 回専門部会の金額審議に入るまでの部分は公開し、それ以外は非公開とすべき」、「金額審議及び採決以外は公開すべき」の 3 つですが、結果は 1 番目の選択肢の「従来どおり、全面非公開とすべき」が 7 名で最も多く、次が「第 1 回専門部会の金額審議に入るまでの部分公開」が 5 名、3 番目の「金額審議及び採決以外は公開すべき」が 2 名となりました。

ほかに「他県の専門部会の状況も確認したい。」という御意見がございましたので、北海道と東北の 6 労働局に確認しましたところ、宮城と同様に全部非公開が 2 局、一部公開が 4 局でございました。

なお、一部公開の 4 局のうち 2 局は第 1 回目の部会を公開としておりますが、この第 1 回目の部会は全部会合同で行い、事務局からの説明などがほとんどで、金額審議を行わないため公開としているものです。事務局としては、アンケートなどで委員の皆様の御意見を伺った結果や、特定最賃が特定の産業の労使の申し出により審議を行うものであり、その関係労使が出席して部会を行っているということ、また、「地域最低賃金のセーフティーネットに対して、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの。」という特定最低賃金の役割・機能を考慮すると、現状では公開する必要性は認められず、令和 6 年度の特定最低賃金専門部会は、従来どおり非公開とさせていただきたいと思っております。

御審議よろしくお願いたします。

柳井会長代理 ただいま、事務局から説明及び提案がございましたが、何か御意見はございますか。

各 委 員 (意見等なし)

柳井会長代理 令和 6 年度の特定最低賃金専門部会は、従来どおり全面非公開でよろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

柳井会長代理 はい、ありがとうございました。それでは、令和6年度の特定最低賃金専門部会の議事等については、全面非公開といたします。

次に、議題（6）の「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 こちらは、資料番号8について説明します。1番目は、委託事業で設置した「働き方改革推進支援センター」の活動状況です。以前には「最低賃金総合相談支援センター」という組織でしたが、それを引継いで労働時間の相談のみならず、助成金の活用等のワンストップサービスを行っています。窓口相談と派遣相談いずれも、コロナ禍にあった令和2年度を除き、令和4年度まで増加してきています。

次に2の助成金ですが、資料8の別紙、資料8の裏面になりますがこちらに、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金の賃金規定等改定コースの資料がございますので、御参照ください。

業務改善助成金は、今年度の最低賃金が過去最高の引上げ額となったことから、8月末に拡充されました。また、今年1月には申請期限の延長も行われています。3月8日に行いました宮城地方労働審議会において、委員から「令和6年度の宮城労働局の行政運営方針について、業務改善助成金の導入事例が宮城県の事例で埋まるようになればよい。」という御意見を頂戴しまして、今後は雇用環境均等室と連携して、事例の収集や周知にも努めてまいります。

なお、こちらの資料には載せておりませんが、このほかにキャリアアップ助成金の社会保険適用時処遇改善コースが昨年10月20日に新設されております。これは、社会保険が適用になることによる手取り収入の減少を意識せずに働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取り組みを行った事業主に対して、労働者一人当たり最大50万円の支援を行うものです。いわゆる「年収の壁」に対応したものです。

また、この下に参考として2つの助成金を載せております。

「働き方改革推進助成金」は、生産性を向上させ、労働時間などの適正な管理の環境を整備した場合に支給するもので、賃上げした場合に助成金の上限額が加算される制度が設けられております。

また、「人材開発支援助成金」は職務に関連した専門的な知識・

技能を習得するための職業訓練を実施した場合に支給するもので、「人への投資コース」や「リスキリング支援コース」などがあり、人材育成により賃金上昇が期待できるものですので、参考までに載せさせていただきました。

ほかに追加資料としてお手元にリーフレットを 2 枚お配りしております。

1 枚目は、「賃上げ促進税制の強化」ですが、一番下に小さく黒字で書いてありますとおり、国会審議を経て 5 月頃に詳細が公表される予定でございます。

2 枚目は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」です。裏面に公正取引委員会からの動画の案内もございますが、これらのリーフレットを監督署や労働局で配布してこれら施策の周知啓発に努めております。

中小企業・小規模事業者にとって、社内最低賃金や賃金引上げの対応に資するこれらの支援は重要な施策ですので、今後とも手法を工夫して、周知して参ります。

柳井会長代理 ただいまの御説明に関して、何か御質問等はございますか。

各 委 員 (質問等なし)

柳井会長代理 よろしいですね。次に、議題(7)の「宮城働き方改革推進等政労使協議会の審議内容について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 御説明します。資料番号9の新聞記事と机上に配布させていただきました追加資料を御覧ください。こちら、いわゆる地方版政労使会議の開催結果ということでございますけれども、正式な名称は、「宮城働き方改革等政労使協議会」でございますして、平成27年12月に設立され、追加資料の1ページ右側にございますとおり、地方公共団体や労使団体、金融機関等地域の関係者を構成員として、働き方改革等の課題について話し合い、関係者が連携しながら、改革等への気運の醸成を図るものです。

賃金の引上げを議題として同協議会を本年2月14日に開催しましたので、その内容を御報告いたします。

同日は厚労省の宮崎副大臣や宮城県の伊藤副知事及び労使団体の会長が出席し、賃金引上げのために必要な施策、賃金引上げに向けた取組等について、意見交換を行いました。

主な意見としては、

- ・ 賃上げの原資をどこから見出すかが大きな問題だ。
- ・ 経営者のリスクリングが必要だ。
- ・ 原材料費やエネルギーコストに比べ、労務費の価格転嫁が進んでいない。
- ・ 継続的な賃上げは社会全体で取り組む必要がある。

などの御意見がございました。

また、副大臣からは「中央や大企業だけでなく、全国各地で中小零細企業でも賃上げが実現することが重要である。」という趣旨の発言がございました。

なお、資料は付けてございませんが、先週3月13日に中央でも労使団体のトップが御出席し、政労使の意見交換会が開催されました。この意見交換会の中で、総理の発言がございまして、最低賃金に関して「昨年を上回る水準の春季労使交渉の本日の回答額も踏まえて、今年の最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただきたいと思います。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、& Aの環境整備等について、官民連携して努力してまいります。」という発言が含まれておりましたので、参考までに御紹介させていただきます。

柳井会長代理 何か御質問等はございますか。

各 委 員 (質問等なし)

柳井会長代理 最後に、議題にはございませんが、その他として事務局から何かございますか。

室 長 事務局のほうからは特段ございません。

柳井会長代理 その他、委員の皆様方から何かございますか。

各 委 員 (意見等なし)

柳井会長代理 特になければ、本日は今年度最後の審議会であり、労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。

局長 御審議ありがとうございました。今年度、最後の最低賃金審議会に当たり、御挨拶を申し上げます。

各委員の皆様には、本年度における最低賃金審議会での審議はもちろんのこと、日頃から賃金行政に対する格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。今年度の県最賃におきましては、審議日程の厳しい中、委員の皆様の真摯な審議によりまして、8月7日、40円引き上げの923円に改正する全会一致の答申をいただき、昨年度同様の10月1日に発効することができました。来年度におきましても、事務局として賃金実態調査の結果及び各種経済指標を資料として提供しつつ、委員の皆様の御協力を賜りながら、円滑な審議会運営に努めてまいります。

また、先週、春闘の集中回答日でしたが、大手企業は軒並み満額回答で、要求額を超える額を回答した企業もあったところでございます。このような賃上げの流れが中小企業・小規模事業者にも幅広く波及していくことが重要でありますので、生産性を向上させて、賃上げのための原資を確保できるよう、業務改善助成金等による支援を継続していくほか、賃上げに向けての各種支援策・好事例等の周知広報、下請事業者の取引環境の適正化等、賃上げしやすい環境整備にも取り組んでまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも労働行政への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。一年間ありがとうございました。

柳井会長代理 ありがとうございました。私からも次年度に向けて少し話をさせていただきますと、最近、自然環境、かなりいろんな意味で活動期に入ってきていて予断を許さない状況にあります。

また、世界を見渡しても、戦争とか紛争、あとパナマ運河が自然環境で干上がっていて船が航行できないとか、予想できないようなことが、いろんなところで起きてる、ということでございます。

そういった中で国内情勢も、いろいろと変化が、様々な経済的な側面だけじゃなく、技術的な変化も含めて、いろんな動きが起きているということ。あと、世界経済と日本経済を結ぶ接点の円高、円安ということでも、予断を許さない状況が出てきているということです。

とりわけ宮城県においては、地方に立地しているということもございまして、産業軸でいうと、なかなか末端の地場企業が多い、中小零細が多いことがあり、あと地方独特の産業構成ということがあつたりして、おそらく新年度において、こういった、いろんな複雑な変化を前提にしながら、労使の皆様方がまた新たな議論をされていくことだと思います。

まあそういった意味でも、結論は、あるいは目指すべきゴールというのは、私たち宮城県の産業経済の持続的発展と、あとそこで生活されている県民の皆様、あるいは労働者の皆様が続け幸せに暮らしていけることをちゃんと確保していくってということ、これが最終ゴールになっていくかと思います。

そういった意味で、4月からまた新たにお話し合いが続いていきますが、一つ忌憚のない御意見を相互にぶつけて、公益委員は調停のほうに徹しさせていただきますので、御指導のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、以上を持ちまして本日の審議会を終了いたします。お疲れ様でございました。

閉 会